

入院時食事療養費の標準負担額(1食につき)

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
一般(下記以外)	一般(下記以外)	510円	
		300円	指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等
低所得者(住民税非課税)	低所得者Ⅱ	240円	過去1年間の入院期間が90日以内
		190円	過去1年間の入院期間が90日超
該当なし	低所得者Ⅰ	110円	

入院時生活療養費(Ⅰ)・生活療養標準負担額

療養病床に入院する65歳以上の患者 (*当院では2階病棟から5階病棟に入院する65歳以上の方です。)		標準負担額		
		食費(1食)	居住費(1日)	
一 般	①一般の患者(下記のいずれにも該当しない者)	510円	370円	
	②厚生労働大臣が定める者(医療区分2・3に該当する者)(低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)	510円	370円	
	③指定難病患者(低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)	300円	0円	
低 所 得 者 Ⅱ	④低所得者Ⅱ(⑤⑥に該当しない者)	240円	370円	
	⑤低所得者Ⅱ (医療区分2・3に該当)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	370円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	190円	
	⑥低所得者Ⅱ (指定難病患者)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	0円
申請月以前の12月以内の入院日数が90日超		190円		
※七十歳以上のみ適用 低所得者Ⅰ	⑦低所得者Ⅰ(⑧⑨⑩⑪に該当しない者)	140円	370円	
	⑧低所得者Ⅰ(医療区分2・3に該当する者)	110円	370円	
	⑨低所得者Ⅰ(指定難病患者)			
	⑩低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者	110円	0円	
	⑪境界層該当者(負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者。)			